

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国には、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が350万人いると推定され、国内最大の感染症となっている。

平成21年度制定の肝炎対策基本法の前文にも、「肝炎が国内最大の感染症」となっており、「B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルス感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。」として、国の責任は明確になっている。

しかし、国が実施している肝炎治療に対する現行の医療費の助成は、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療などの抗ウイルス療法に限定されており、これら治療法に該当しない、肝炎から進行した肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等は高額に上るにもかかわらず、助成の対象外となっている。そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障を来し、精神的・肉体的に苦しみつつ経済的・社会的にも逼迫している肝硬変・肝がん患者に対しては、一層の行政的・社会的支援が求められるところである。

また、生活支援の制度である身体障害者福祉法に基づく肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定は、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされている。そこで、身体障害者手帳の認定基準についても、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和・見直しを行うべきである。

肝硬変・肝がん患者は毎日数多くの方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実態は、一刻の猶予もない課題である。

よって野々市市議会は政府等に対し下記事項を実現されるよう強く求めるものである。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳交付の認定基準を緩和し、患者の病態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定による意見書を提出する。

(平成26年9月26日 可決)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県野々市市議会